

導入直前！！ほんとに準備は大丈夫？

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

いよいよスタート！軽減税率最終確認セミナー

消費税の税額計算

～軽減税率実施後の税額計算～

分かりやすく
解説します！！



注意 軽減税率対象の飲食料品（野菜、魚、精米、弁当、パン、飲料、テイクアウト、持ち帰り、宅配等）と新聞（週2以上の定期購読）を扱う方、消費税申告をしていない方は是非、ご参加ください！！

10月の消費税率10%への引上げと同時に軽減税率制度が導入され複数税率となります。事業者の皆様には業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが新たに求められます。本セミナーでは、軽減税率実施後の税額計算の知識習得をはじめ、消費税制改正に伴う対応についてわかりやすく解説いたします。この機会に多数ご参加ください。

講師プロフィール
中央税務会計事務所 所長

中島 由雅 氏
(税理士)

1974年生まれ。父の創業した税理士事務所を、2017年に引き継ぎ2代目所長に就任（職員数80名）。大学卒業後、税理士を取得。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。2011年に行われた第15回セミナーコンテスト東京大会優勝、同年に名古屋で開催されたセミナーコンテストグランプリ（全国大会）出場、4位を獲得する。

開催日時 **令和元年9月20日 金**
15:00～17:00

場 **三浦商工会議所 4階会議室**

参加費 **無料**

免 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
※先着順。（定員50名）になり次第締め切ります。

締 **令和元年9月17日 火**

お問合せ **三浦商工会議所 中小企業相談所**
TEL.046-881-5111

【おもな講座内容】

- 消費税軽減税率制度とは？
- 軽減税率導入後の消費税額の計算方法
- 区分記載請求書等保存方式
 - ・税額計算の方法
 - ・中小事業者に対する税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式
 - ・適格請求書導入による手続き
 - ・免税事業者の課税仕入に係る経過措置

●主催／三浦商工会議所 中小企業相談所 共催／(公社)横須賀法人会三浦地区会・横須賀青色申告会三浦会

9月20日 金 消費税の税額計算 受講申込書

三浦商工会議所 行 FAX. 046-881-3346

※このままFAXして下さい。

事業所名		営業内容	
所在地	〒 -	連絡先	TEL () -
			FAX () -
受講者名	①	受講者名	②

※ご記入いただいた情報は、当セミナーの運用管理のみに利用します。